

16食農審第127号  
平成17年3月17日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成17年3月17日付け16生畜第4210号で諮問があった平成17年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成17年3月17日付け16生畜第4208号で諮問があった平成17年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成17年3月17日付け16生畜第4209号で諮問があった平成17年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、平成17年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

## 建 議

### 酪農・食肉共通

- 1 新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に掲げられた政策目標の着実な実現を通じ、自給率の向上等を図ること。その際、制度・施策の工程管理を適切に行うとともに、適時見直しを図ること。
- 2 意欲のある担い手の育成・確保を図るとともに、これに資する酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、コントラクター等の更なる普及・定着を図ること。併せて、畜産業における女性の果たす役割を適切に評価し、家族経営協定の締結促進、認定農業者制度の活用を通じて女性が活躍できる環境を整備すること。
- 3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図るため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大の推進、国産稲わらの飼料利用拡大、計画的な草地更新や優良多収品種の導入、コントラクター等の活用による生産の組織化・外部化、地域の土地条件等に対応した放牧の普及推進等により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。
- 4 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく管理基準に対応するため、シート等を利用した簡易なふん尿処理を行っている畜産経営について、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設整備を推進するとともに、たい肥の利活用を促進すること。
- 5 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 6 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の有効利用を図るとともに、肉骨粉の焼却経費の削減を図ること。
- 7 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

## 酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の在庫が依然として適正在庫を大幅に超える水準となっている需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供や脱脂粉乳の新規用途の開拓に努めるとともに、チーズ、液状乳製品等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大を推進すること。  
併せて、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、指定生乳生産者団体による広域的な需給調整を推進すること。
- 2 牛乳・乳製品は、カルシウムをはじめとする多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であること等について正確な情報を伝えることにより、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化及び輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化等の各般の施策を推進すること。
- 4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤に立脚し、畜産環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、早急にその在り方について見直しを検討すること。

## 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めるとともに、消費者や流通業者などの関係者の意見を十分に踏まえながら、今後とも改善に取り組むこと。
- 2 トレーサビリティ・システムを活用した生産・流通履歴情報の提供などにより、食肉及びその加工品等の高付加価値化を図り、経営体質を強化しようとする生産者等の自主的な取組を支援すること。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、地域における多様な取組等への支援を通じて繁殖基盤の強化、生産コストの低減等に努めるとともに、引き続き、経営安定のための対策を実施すること。

- 4 乳用種については、保証基準価格の算定方式が見直されたが、輸入牛肉との競争力を高め、乳用種牛肉生産の産業としての自立を促すため、品質の向上等による新たな販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策を実施すること。

平成17年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	16年度	17年度
補給金単価	10.52円/kg	10.40円/kg
限度数量	210万トン	205万トン

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

		16年度	17年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		16年度	17年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	129,000	110,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。